

別紙1

取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）

<p>東京 国税局 26. 5. 16 文書收受 14</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>国税局 審理課長（審理官） 酒税課長 殿</p>	② 所在地		〒(50-001) 東京都渋谷区東3-22-8 サワダビル4F	
	③ (フリガナ) 団体の名称		(一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム)	電話番号 03- 5468-5091
	④ 代表者等	(フリガナ) 代表者の氏名	(カワシタ カツヤ) 川下 勝也	電話番号 03- 5468-5091
		(フリガナ) 担当者の氏名	(キシノウ タカシ) 岸原 孝昌	
	⑤ 代理人	住所・居所		
(フリガナ) 氏名		()	電話番号 ⑩	
⑥ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「照会の趣旨」のとおり の見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述され ている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会者名、照会内容 及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で 紛争が起こった場合には照会者の責任において処理することに同意します。				
⑦ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の 疑義の要約及び照会者の求める見 解の内容）		別紙1-1のとおり		
⑧ 照会に係る取引等の事実関係（取 引等関係者の名称、取引等における 権利・義務関係等）		別紙1-2のとおり		
⑨ ⑧の事実関係に対して照会者の 求める見解となること理由		別紙1-3のとおり		
⑩ 関係する法令条項等		消費税法施行規則第5条第1項第4号ホ		
⑪ 添付書類		<p>1 代理人による照会の場合は、その委任状</p> <p>2 チェックシート（別紙1-4）</p> <p>3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料</p> <p>[]</p>		

(注意事項)

- 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても本手続による文書回答がなされない場合があります。
特に、個別の事業者の取引等に係る照会については、取引等を行う当事者が別の手続で照会を行う必要があること
にご留意ください。
- 本手続による回答は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、個々の具体的な取引等に適用す
る場合には、改めて当該取引等に係る具体的な事実関係等に則して判断することになります。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご留意ください。

⑦ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容）

当社団は、モバイルコンテンツ関連産業の健全な発展のため、消費者と関連団体等と円滑な関係を構築し、社会との共存共栄を目指して、業界をサポートすることを目的として活動している団体です。

当社団に加入するコンテンツプロバイダ（以下「CP」といいます。）各社は、Apple 社や Google 社等（以下「マーケット運営事業者」といいます。）が提供するモバイルプラットフォーム（i-OS や Android 等）を通じて日本国内のみならず全世界へ、ソフトウェア・音楽・電子書籍・ソーシャルゲーム等を配信しております。このようなインターネットを通じた著作権等の譲渡及び貸付並びに役務の提供（以下、「本件取引」といいます。）に係る消費税の取扱いについて以下2点の確認をお願いいたします。

① 消費税（付加価値税）は、物品やサービスの仕向地又は消費地国において課税するという仕向地原則があります。この仕向地原則は輸出品に対する免税措置と輸入品に対する課税措置を通じて国境税調整を行うものであり、消費に負担を求めるといった税の性格に合致していること、国境税調整が容易であり、国際的競争に対して中立的であるなどの特徴がある、とされています。

我が国においても、非居住者に対する資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供は、仕向地原則に基づき、消費税が免除される取引（以下「輸出免税」といいます。）として取り扱われるものと解して差し支えないか、お伺いいたします。

② 非居住者に対して行われる本件取引に係る消費税法上の取扱いは、別紙1-3のとおり、インターネット上のマーケット運営事業者を介した取引において輸出免税の要件を充足するものとするが如何でしょうか。もし要件を充足していないと考える場合はその理由をご説明いただけますでしょうか。

⑧ 照会に係る取引等の事実関係（取引関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）

1. マーケット運営事業者各社との取引関係の概要

マーケット運営事業者を通じたインターネット取引においては、書面による記名押印方式の契約書を作成することはありません。取引形態としては、マーケット運営事業者が本件取引の取引相手となる場合と、マーケット運営事業者を介して消費者が取引相手となる場合の2通りがあります。

本件で照会しますのは、後者、つまり消費者が本件取引の取引相手となる場合における消費税の取扱いについてです。この場合の取引形態では、マーケット運営事業者が消費者の課金情報、氏名、住所等を確認しており、CPはこのマーケットを利用して消費者と本件取引を行っております。

2. マーケット運営事業者から提供される顧客情報

マーケット運営事業者を介して本件取引を行う場合、本件取引の相手方は、消費者一人一人になりますが、一人一人と書面による記名押印方式の契約書を交わしてはならず、規約事項にネット上で同意してもらうのみです。取引相手となる消費者が非居住者かどうかを判定するための情報は、マーケット運営事業者が消費者の氏名、住所等を確認した上で、取引毎に居住地の国情報がマーケット運営事業者から提供されております。マーケット運営事業者が保有する消費者の氏名、住所に関しては、世界的な潮流である個人情報保護のためCPには提供されてございません。

⑨ ⑧の事実関係に対して照会者の求める見解となることの理由(具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。)

物品やサービスの消費について課される間接税は、物品やサービスが消費される国において課されることとし、輸出される物品等については、間接税の負担がかからないように国境税調整をすることが国際的慣習になっております。

1. 国内取引に該当するか

(1) 関係法令等

資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、

- ① 資産の譲渡又は貸付けであり、当該資産が船舶、航空機、鉱業権、特許権、著作権、国債証券、株券その他の政令で定めるものである場合には、政令で定める場所により行うものとされ(消費税法第4条③一)、その譲渡又は貸付けに係る内外判定は、「著作権等の譲渡又は貸付けを行う者の住所地」で判定することになります。(消費税法施行令第6条①七)
- ② 役務の提供であり、当該役務の提供が運輸、通信その他国内及び国内以外の地域にわたって行われるものである場合その他の政令で定めるものである場合には、政令で定める場所により行うものとされ(消費税法第4条③二)、その役務の提供に係る内外判定は「役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地」で判定することになります。(消費税法施行令第6条②七)

(2) 本件への当てはめ

別紙1-2のとおり、マーケット運営事業者が本件取引の仲介を行っている場合、本件取引を行っているのはCPということになります。このため、CPの住所地もしくは役務の提供に係る事務所等の所在地が国内である場合、本件取引は国内取引に該当するものと考えます。

2. 輸出免税の対象となるか

(1) 関係法令等

① 輸出取引等の範囲

非居住者に対して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供は、輸出免税の対象になるとされています(消費税法施行令第17条②六、七)。

② 非居住者の範囲

消費税法でいう非居住者は、本邦内に住所又は居所を有しない自然人及び本邦内に主たる事務所を有しない法人がこれに該当するとされています(消費税法基本通達7-2-15)。

③ 輸出証明書

非居住者に対して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る輸出取引等の

証明は、輸出取引であることについて取引の年月日、内容、対価等の情報が記載された書類により行うこととされており（消費税法施行規則第5条①四）、その書類の一つに、相手方の氏名及び住所等が記載された書類が挙げられています（消費税法施行規則第5条①四ホ）。

（2）本件への当てはめ

本件の場合、別紙1－2のとおり、本件取引の仲介を行うマーケット運営事業者が消費者の氏名、住所等を確認した上で、取引の年月日、内容、対価、相手方の国情報をCPに提供しております。

このようにマーケット運営事業者から提供される取引の年月日等の情報により、本件取引において消費税法施行規則第5条第1項第4号イからニに掲げる記載事項を充足することは明らかである。また、同様に提供される国情報は、本件取引の相手方の氏名及び住所等が記載された書類と同等に、取引の相手方が非居住者に該当することを十分に証明するものであり、消費税法施行規則第5条第1項第4号ホの趣旨に沿うものと解されます。したがって、本件取引は輸出免税の対象になるものと考えます。

チ ャ ッ ク シ ー ト

(同業者団体等照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」を提出するに当たって、照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項 目	チェック欄
(1) 照会者の構成事業者が行う取引等に係る照会である。	(はい)・いいえ
(2) 国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	(はい)・いいえ
(3) 特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、多数の納税者から照会されることが予想されるものである。	(はい)・いいえ
(4) 照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	(はい)・いいえ
(5) 照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	(はい)・いいえ
(6) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	(はい)・いいえ
(7) 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には、照会者の責任において処理することに同意する。	(はい)・いいえ
(8) 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会ではない。	(はい)・いいえ
(9) 取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	(はい)・いいえ
(10) 事実関係の認定が伴う照会ではない。	(はい)・いいえ
(11) 照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	(はい)・いいえ
(12) 照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	(はい)・いいえ
(13) 照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	(はい)・いいえ
(14) 一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	(はい)・いいえ

(注) このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答がなされない場合もあります（詳細につきましては、国税局等の窓口でご相談ください。）。

照会者	所在地	東京都渋谷区東3-22-8 サワダビル4F
	団体等の名称 及び代表者名	一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム印 川下勝也

